

## 2 合算対象期間の確認

### (1) 合算対象期間とは（年金相談マニュアル 制度編P31、P271～）

老齢基礎年金を受けるためには、国民年金の保険料納付済期間・免除期間・学生納付特例期間・若年者納付猶予期間とあわせて原則 25 年以上の期間が必要です。

これらの期間の合計が、25 年に足らず（被用者年金で 20 年以上、中高齢の特例 15 年以上等の特例にも満たない場合を含む）受給資格を満たせない方でも、合算対象期間を合わせて 25 年以上あれば、老齢基礎年金を受給することができます。

合算対象期間とは、国民年金に任意加入しなかった期間、被保険者から除かれていた期間や基礎年金拠出金の拠出対象とならなかった期間のことで、次のように大きく 3 種類に区分することができます。

なお、この合算対象期間のうち、年金額の計算の対象にはならないが、資格期間として計算される期間を、いわゆる「カラ期間」と称しています。

- ① 任意加入被保険者として加入することが出来た期間のうち、任意加入していなかった期間（任意未加入期間）
- ② 国会議員など以前、被保険者から除外されていた期間
- ③ 被用者年金制度の加入者で、国民年金制度創設前(昭和 36 年 3 月以前)の期間や昭和 36 年 4 月以降の加入期間で、20 歳前及び 60 歳以後の期間(基礎年金拠出金の拠出対象とならなかった期間)



## 国民年金 任意未加入期間 例

	昭和 36 年 04 月 昭和 56 年 12 月	昭和 57 年 01 月 昭和 61 年 03 月	昭和 61 年 04 月 平成 03 年 03 月	平成 03 年 04 月 ～
被用者年金制度の加入者の配偶者	任意加入		強制加入	
被用者年金制度の老齢・退職年金の受給資格期間満了者およびその配偶者	任意加入		強制加入	
被用者年金制度の老齢・退職年金の受給者	任意加入			
上記の配偶者	任意加入		強制加入	
被用者年金制度の障害年金の受給権者およびその配偶者	任意加入		強制加入	
被用者年金制度の遺族年金の受給権者	任意加入		強制加入	
学生	任意加入			強制加入
在日外国人	適用除外	強制加入		
国内在住の 60 歳以上 65 歳未満の人	適用除外		任意加入	
海外在住の 20 歳以上 65 歳未満の日本人	適用除外		任意加入	